

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	14	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第24条	不利益処分の種類	不正利得の徴収		
<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>							